

写

医政医発0209第1号

平成28年2月9日

消費者庁消費者教育・地方協力課長 殿

厚生労働省医政局医事課長

(公 印 省 略)

医業類似行為業に関する指導について (依頼)

平成24年8月2日に独立行政法人国民生活センターが報道発表した「手技による医業類似行為の危害―整体、カイロプラクティック、マッサージ等で重症事例も―」において、国家資格を有しない者と思われる手技による医業類似行為を受け、健康被害が生じた相談が相当数あるとされ、当課としても公衆衛生上看過できないことから、PIONEERの情報を得て各都道府県衛生担当部(局)に指導等を求めたところです。

無資格者による医業類似行為業については、施術の内容が医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがあれば、禁止処罰の対象となると考えているが、迅速な指導を行うためには、消費生活センターと各都道府県衛生担当部(局)及び保健所との連携が図られ、消費生活センターが健康被害に係る相談を受けた場合には、必要に応じて保健所等への情報提供が行われることが有効であると考えられます。

つきましては、これら円滑な連携が図られるよう貴職から各消費生活センターに対し協力要請方よろしくお取り計らい願います。

また、これに関連して無資格者が広告において、実際には認められない効果・効能を表示した場合には、不当景品類及び不当表示防止法に抵触するおそれがあり、これまでも各都道府県衛生担当部(局)に必要な措置を講じるよう求めています。一方、こうした広告に関する住民からの苦情が消費生活センターに寄せられることもあると考えられ、これについても情報交換等消費者行政機関との連携が有用であると考えられるので併せて協力方願います。

なお、各都道府県衛生担当部(局)長には、別添のとおり通知する予定であるのでご了解願います。

<担当>

厚生労働省医政局医事課医事係

Tel : 03-5253-1111 (内線 2568)



医政医発0209第2号
平成28年2月9日

各 { 都 道 府 県
保健所を設置する市
特 別 区 } 衛生担当部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

医業類似行為業に関する指導について

無資格者の医業類似行為については、医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがあれば禁止処罰の対象とし、保健所等関係機関とも連携し、指導の徹底が図られるようお願いしているところですが、未だに健康被害が生じた事例が報告されているところです。

健康被害に関する相談については、消費生活センターへ寄せられることが多く、迅速な指導を行うためには、これらの情報を活用することが有効であると考えられることから、このたび、消費生活センターから保健所への情報提供が行われるよう、消費者庁消費者教育・地方協力課長あて協力を依頼したので、消費生活センター等との連携を進めた上で医業類似行為業に関する指導について、一層の取り組みを図られるようお願いいたします。

さらに、複数回にわたる指導にも改善がみられないなど悪質なものについては、厳しい対応が必要であると考えられ、そのような場合には、警察とも連携の上、取り締まりに当たるとともに、可能なものについては、刑事訴訟法第239条の規定に基づく告発等も検討されるようお願いいたします。

また、これまでも実際には認められない効果・効能を表示した広告が不当景品類及び不当表示防止法に抵触するおそれがあるとして必要な措置を講じるようお願いしているところですが、こうした広告に関する苦情についても消費生活センターに寄せられることが考えられ、これについても消費者行政との情報交換等が有用であると考えられるので併せて連携を進めるようお願いいたします。

なお、実態把握のため、今後、これらの連携・指導等の状況に係る調査を貴職あて依頼することを考えておりますので、予めご承知おき願います。

<担当>

厚生労働省医政局医事課医事係

TEL : 03-5253-1111 (内線 2568)